

2023 年 7 月 7 日

日インドネシア協定利用者 各位

日本商工会議所

日インドネシア経済連携協定（JIEPA）における
HS2017 に従った品目別規則の採択について

7 月 3 日付にて外務省より公表されているとおり、日インドネシア経済連携協定（JIEPA）において、附属書二（品目別規則）を 2017 年版の統一システム（HS2017）に置き換える改正が採択されました。

これに伴い、2024 年 2 月 5 日より同協定の利用に際して運用される HS コードが 2002 年版から 2017 年版に変更されます。

外務省：日・インドネシア経済連携協定附属書二の改正及び運用上の手続規則の修正について
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page24_002241.html

2024 年 2 月 5 日以降に発給する JIEPA の原産地証明書は、2017 年版の HS コードに基づき原産性を判定された産品を対象に発給されます。それまでに取得されている原産品判定番号については、HS コードの変更が原産性に影響を与えないことを各産品の判定依頼者自身が確認しているとの前提で、2024 年 2 月 5 日以降も継続してご利用いただけます（HS コードが変更になる場合でも、原産性を保持していれば、原産品判定番号を継続して利用可能で、産品の利用回数も通算でのカウントになります）。

2017 年版での HS コードを確認いただくためのプログラムを可能な限り早期にご用意したいと考えておりますが、JIEPA の原産品判定番号を保有の各社におかれましては、まずはご登録いただいている産品の 2017 年版の HS コードでの原産性を予めご確認いただくなど、ご準備いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部
[お問い合わせフォーム](#)